障がい者制度改革推進会議 第一回総合福祉法部会 意見書 別添資料

中西正司

① 国庫補助基準について

【根拠法令】

障害者自立支援法 第九十五条

国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の 五十

障害者自立支援法施行令 第四十四条 3

一 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。) 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずれか低い額

※上記施行令を削除

②入院中の介護保障について

【関連法令】

保医発第0305002号 厚生労働省保険局医療課長通知 (平成20年3月5日)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

別添2 第2病院の入院基本料等に関する施設基準4

(6) 看護の実施は、次の点に留意する。

ア 看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害、在宅ヘルパー利用の障害者を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。なお、患者の負担によらない家族等による付添いであっても、それらが当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は当該保険医療機関の看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならない。ただし、市町村が病室でのヘルパー制度利用を認めた障害児者の介護の場合はこの限りではない。

※波線部の文言を追加

③介護保険優先条項の撤廃について

【根拠法令】

障害者自立支援法 第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)の規定による介護給付、健康保険法 (大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

※全文削除

【関連通知】

平成19年3月28日障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長連名通知

②介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの と認められるもの(行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、 当該障害福祉サービスに係る介護給付費等)を支給する。

※上記含む通知を廃止

④障害程度区分について

1. 重度訪問介護の対象制限

【根拠法令】

障害者自立支援法 第五条 3

この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における 移動中の介護を総合的に供与することをいう。

※波線部を削除

厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2重度訪問介護 注1 (1)~(3)

【全文廃止】

2. 障害程度区分の撤廃

【根拠法令】

障害者自立支援法 第五条 4

この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。 障害者自立支援法 (申請)第二十条 2、(障害程度区分の認定)第二十一条

※上記条項を廃止

⑤地域移行のためのサービス利用について

【関連文章】

東京都全身性障害者介護人派遣サービス運用基準

5 派遣サービスの利用申出 (2) 身体障害者療護施設等の入所者であって、退所後在宅生活を予定し、かつ、3の(1)の要件に該当すると見込まれるもの(以下「施設退所予定者」という。)は、施設退所等に先立ち、利用の申出を行うことができるものとする。この際は、施設退所予定者は特別障害者手当の受給資格に該当する障害状況であることを明らかにするため、施設退所後に認定請求する当該手当の認定診断書を事前に準備し、その写しを利用の申請時に活用することができる。

⑥特定事業所加算について

【根拠法令】

厚生労働省告示第百六十四号 一 イ(6)

当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修過程修了者若しくは一級課程修了者であること。 ただし平成二十四年三月三十一日までの間は、又は当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

※二重線部を波線に置き換え

⑧補装具、日常生活用具を含めた自己負担の廃止について

【根拠法令】

障害者自立支援法第二十九条3、第七十六条

第二十九条 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする。

第七十六条 2 補装具費の額は、補装具費の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具費の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。)の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。

⑨重度訪問介護の移動の利用制限について

【根拠法令】

厚生労働省告示第五百二十三号 別表 第2重度訪問介護

注1 前略~重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス~後略

※二重線部を削除

⑩重度訪問介護の年齢制限について

【根拠法令】

障害者自立支援法 第五条 3

この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者児につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

※二重線部を削除、波線部を追加

【関連法令】

児童福祉法 第六十三条の四児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次条において「障害者支援施設」という。)に入所すること又は障害福祉サービス(同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。)を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第

九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

⑪単価の減算について

【根拠法令】

厚生労働省告示第五百二十三号 別表 介護給付費単位数表 第1 居宅介護

- 1 居宅介護サービス費 注5、注6、注7、注8
- 注5 イ(2)別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合次の(3)又は(4)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
 - (一) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数
 - (二) 所要時間 3 時間以上の場合 550 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すご とに 70 単位を加算した単位数
- 注7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

※注 6、注 8 はそれぞれ注 5、注 7 と同様。これら全文を削除し厚生労働省告示第五百四十八号一 に上記の者をいれる

22行動援護の従事者要件について

【根拠法令】

障害者自立支援法 第5条4

この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

※以上全文削除の他関連条文を削除する

13サービス提供責任者制度について

【根拠法令】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日)

第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

1人員に関する基準 (2)サービス提供責任者 ②資格要件

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

ア 介護福祉士

- イ 介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎 研修を修了した者
- ウ居宅介護従業者養成研修((1)の①で別に通知するところによる居宅介護の提供に当たる従業者に係る養成研修をいう。以下同じ。)の1級課程(「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第263号当職通知。以下「旧通知」という。)の1級

課程を含む。以下同じ。)を修了した者

- エ ウの居宅介護従業者養成研修の2級課程(旧通知の2級課程を含む。以下同じ。)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供 責任者の選任要件に該当するものについても、アからエまでと同様に取り扱って差し支えないもの とする。

※続く③留意点、④暫定的な取扱いに係る留意点を含め全文を削除

⑭相談支援専門員の要件について

【根拠法令】

厚生労働省告示五百四十九号

上記の告示、一(1) に(三)として「障害者団体等でピア・カウンセラー等当事者の経験を活かした相談事業に従事していた者」を入れる。

16地域生活支援事業について

【根拠法令】

障害者自立支援法 第九十五条 2 二

第九十二条及び第九十三条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、第九十二条第四号 及び第九十三条第二号に掲げる費用の百分の五十以内